

# はじめに



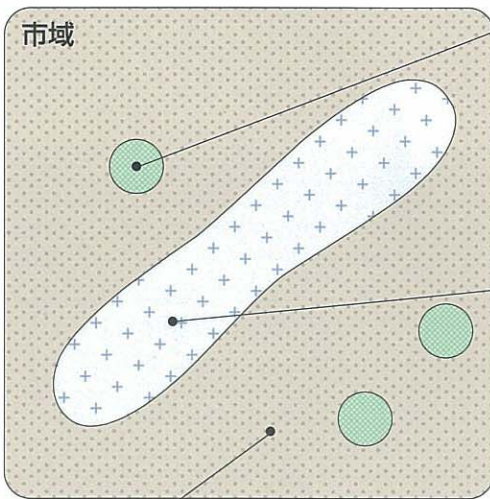
わたしたちのまち加古川は、四季のうつろいを映し出す清流「加古川」を中心に広がる、豊かな水と緑の景観に恵まれたまちです。

この貴重な景観を守り、育てるとともに、うるおいとやすらぎのある美しいまちづくりを行うため、平成10年9月「加古川市景観まちづくり条例」を制定しました。

この冊子は、市民、事業者、市が協力し、文化の香り高く愛着と誇りあるふるさとづくりを進めるために、条例のあらましを紹介するものです。

## 条例のしくみ

### 1 地区・地域毎の景観形成



**①景観形成地区(景観の形成を図る必要のある地区)**  
景観形成を重点的に推進する地区を指定し、建築物等の景観形成の方針と基準を設け、地区内での景観を誘導します。

- 地区の指定(市)
- 景観形成方針・景観形成基準の設定(市)
- 建築物等の新築等についての届出(建築主等)
- 景観形成方針等に基づく助言・指導(市)

**②風景形成地域(風景の形成を図る必要のある地域)**  
特に遠景の視点から風景を保全する地域を指定し、建築物の色彩等の基準を設け、大規模な建築物等の景観を誘導し、風景の形成を図ります。また、風景を眺望する眺望地点の指定と整備等を行います。

- 地域の指定(市)
- 風景形成基準の設定(市)
- 大規模建築物等の届出(建築主等)
- 風景形成基準に基づく助言・指導(市)

### ③一般地域(①②以外の市域)

景観形成地区、風景形成地域以外の全市域(一般地域)において、景観形成の基準を設け、大規模建築物等の景観を誘導します。

- 大規模建築物等景観形成基準の設定(市)
- 大規模建築物等の届出(建築主等)
- 大規模建築物等景観形成基準に基づく助言・指導(市)

### 2 景観資源の指定等

#### ①景観形成重要建造物等

景観形成を図るうえで重要な工作物を指定し、保存する手続き等を規定し、個性ある周辺景観を形成します。

- 建造物等の指定(市)
- 保存計画の設定(市)
- 変更行為等の届出(所有者)
- 助言・指導・助成(市)

#### ②景観樹木等

市街地の景観形成に不可欠な緑の保全と創造について、シンボルとなる景観樹木等を指定し、周辺景観を形成します。

- 樹木等の指定(市)
- 適正な管理(所有者)
- 現状変更の届出(所有者)
- 助言・指導・助成(市)

### 3 その他の景観形成施策

#### ①緑化の推進

占有敷地の緑化に関する協力の要請や支援をすることで緑豊かなまちなみ景観を形成します。

- 占有敷地の緑化(市民・事業者)
- 協力要請・支援(市)

#### ②公共事業等の景観形成

市が公共事業の実施にあたって、遵守すべき景観形成の指針を定めるとともに、一定規模以上の事業は、景観形成計画を作成するなど、公共事業が景観形成の先導的役割を果たしていきます。

- 公共事業等景観形成指針の設定(市)
- 公共事業等景観形成指針に基づく整備(市)

#### ③広告物等の景観形成

広告物の色彩についての指針を設け、景観を誘導するとともに、屋外広告優良業者の認定や広告物の集合化を推進します。

- 広告物等色彩協力指針の設定(市)
- 広告物等色彩協力指針に基づく助言・指導(市)
- 屋外広告優良業者の認定(市)
- 広告物等集合化の協力要請・支援(市)

### 4 市民・事業者・市のパートナーシップ

#### ①景観まちづくり市民団体

一定区域の土地や建物の所有者からなる市民団体が協力しあい景観まちづくりを目的として活動するとき、景観まちづくり市民団体として認定し、その活動を支援します。

- 団体の認定(市)
- 団体への支援(市)

#### ②景観まちづくり提案

市民団体が検討した景観まちづくり提案に配慮し、まちづくりを推進します。

- 提案の策定(市民)
- 提案への配慮(市)

#### ③景観まちづくり市民協定

市民の合意でできた景観まちづくりのルールを景観まちづくり市民協定として認定し、そのまちづくりを支援します。

- 協定の締結(市民)
- 協定の認定(市)
- 協定に対する助言、指導(市)

### 5 表彰と助成

#### ①表彰

景観形成に貢献した方の表彰を行います。

- 景観まちづくりに貢献した方の表彰(市)

#### ②助成等

市長は景観まちづくり市民団体等に対して、専門家の派遣や技術援助、予算の範囲内での経費の一部助成等を行います。

- 景観まちづくりに対する助成等(市)

### 6 景観専門家会議

#### ①景観専門家会議

景観形成施策に対し専門的な提言や助言を行うために、景観専門家会議を設置します。

### 7 その他

#### ①勧告及び公表

景観形成に反する行為に対する勧告、公表を行います。

#### ②罰則

届出が必要な行為について、届出義務違反、虚偽の届出は罰則が適用されます。